【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月13日

【四半期会計期間】 第12期第2四半期(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)

【会社名】 メドピア株式会社

【英訳名】 MedPeer, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石見 陽

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-6447-7961

【事務連絡者氏名】 取締役 山中 篤史

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-6447-7961

【事務連絡者氏名】 取締役 山中 篤史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期 第2四半期累計期間	第12期 第2四半期累計期間	第11期
会計期間		自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日	自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日	自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日
売上高	(千円)	582,501	497,423	1,039,896
経常利益	(千円)	109,111	42,434	135,919
四半期(当期)純利益	(千円)	56,561	24,855	70,397
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	493,255	506,205	494,655
発行済株式総数	(株)	8,411,000	8,596,000	8,431,000
純資産額	(千円)	1,116,360	1,183,669	1,144,962
総資産額	(千円)	1,316,645	1,489,440	1,447,292
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	6.72	2.90	8.36
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	6.30	2.80	7.85
1 株当たり配当額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	84.5	79.1	78.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	21,036	47,302	89,783
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	209,243	14,943	253,237
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,994	48,802	157,592
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	766,271	1,026,783	945,622

回次		第11期   第 2 四半期会計期間		第12期 第 2 四半期会計期間	
会計期間		自至	平成27年1月1日 平成27年3月31日	自至	平成28年1月1日 平成28年3月31日
1 株当たり四半期純損失金額 ( )	(円)		1.65		1.15

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

EDINET提出書類 メドピア株式会社(E30650) 四半期報告書

## 2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。 また、関係会社はなく、その状況に変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

## 1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

(合弁契約締結の件)

当社は、平成28年3月30日付でNTTドコモグループの株式会社日本アルトマークとの間で、医師等医療関係者の「共通ID」サービスの提供する事業を行う合弁会社を設立する合弁契約を締結いたしました。 概要は以下のとおりであります。

#### 1 設立の目的

当社と株式会社日本アルトマークは、新会社設立により、複数の医療サイトで共通して利用可能な「医療関係者の共通ID」を提供することにより、医療関係者の各サイトへの登録、および企業による医療関係者の認証の手間を省き、医療関係者と企業がより効率的かつ安全に情報をやりとりすることが可能となり様々な事業展開を目指します。

#### 2 合弁会社の概要

(1)商号 株式会社medパス

(2)代表者 代表取締役社長 佐藤 晃(株式会社日本アルトマーク)

代表取締役副社長 永峰 康司 (メドピア株式会社)

(3)所在地東京都港区芝五丁目33番1号

(4)設立年月 平成28年6月(予定)(5)営業開始年月 平成28年10月(予定)

(6)事業の内容 医師等医療関係者認証サービスを提供する事業、医師等医療関係者を送客する事業

(7)決算期 3月期(予定) (8)資本金 100,000千円

(9)株主構成 株式会社日本アルトマーク:51%、メドビア株式会社:49%

## (株式交換契約締結の件)

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、当社を完全親会社とし、株式会社Mediplatを完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、平成28年5月13日に株式交換契約を締結しました。

詳細は、「第4 経理の状況 1.四半期財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

## 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

## (1) 業績の状況

当社は、医師の集合知の共有を通じて、ミッションである「Supporting Doctors, Helping Patients.(医師を支援すること。そして患者を救うこと。)」を実現すべく、「MedPeer」サイトのコンテンツ充実、継続的な機能改善を行うことで、臨床の現場で必要とする有用な情報を10万人超の医師会員に提供し続けております。

一方、当社事業の主要顧客が属する医薬品業界においては、団塊の世代が2025年頃までに後期高齢者に達する事により社会保障費の急増が懸念されるいわゆる2025年問題を背景に、薬価マイナス改定や、ジェネリック医薬品の使用促進などの医療費用の抑制が推し進められております。それに加え、市場をけん引してきた大型薬剤が順次特許切れを迎えていることから、国内外の製薬企業の収益環境は引き続き厳しい状況になることが予想されております。また、製薬企業から医師への金銭授受に関する透明性を確保する動きが活発化し、製薬企業の営業・マーケティング活動における透明性と生産性の向上が重要視されております。

このような環境の中、当社は製薬企業が抱える営業・マーケティング活動、特に自社医薬品にかかる情報提供と臨床現場からの情報収集を事業機会と捉え、医師会員の獲得及び製薬企業に向けての営業を積極的に進め、医師集合知サービスのうち「薬剤評価掲示板」を利用したマーケティング支援において、広告掲載数が順調に推移いたしました。

この結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高497,423千円(前年同期比14.6%減)営業利益41,825千円(同61.9%減)、経常利益42,434千円(同61.1%減)、四半期純利益24,855千円(同56.1%減)なりました。

## (2) 財政状態の分析

## (資産)

当第2四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べて42,147千円増加し、1,489,440千円となりました。これは現金及び預金81,161千円の増加と、受取手形及び売掛金14,301千円の減少を主要因とするものであります。

## (負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べて3,440千円増加し、305,770千円となりました。これは一年内返済長期借入及び長期借入金34,742千円の増加と、賞与引当金4,807千円、ポイント引当金18,151千円の減少を主要因とするものであります。

#### (純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べて38,707千円増加し、1,183,669千円となりました。これは新株予約権行使による新株発行に伴い資本金及び資本剰余金がそれぞれ11,550千円増加したこと、並びに四半期純利益の計上に伴う利益剰余金24,855千円が増加したことによるものです。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ81,161千円増加し、1,026,783千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において営業活動の結果獲得した資金は、47,302千円(前年同四半期は21,036千円の獲得)となりました。この主な要因は、税引前四半期純利益を42,434千円計上したことによるものです。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において投資活動により使用した資金は、14,943千円(前年同四半期は209,243千円の支出)となりました。この主な要因は、無形固定資産の取得による支出12,468千円によるものであります。

## (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において財務活動により得られた資金は、48,802千円(前年同四半期は2,994千円の獲得)となりました。この主な要因は、長期借入による収入50,000千円と株式の発行による収入11,130千円によるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

## 第3 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,500,000
計	33,500,000

## 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,596,000	8,596,000	東京証券取引所 (マザーズ)	1 単元の株式数は100株 であります。
計	8,596,000	8,596,000		

<sup>(</sup>注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年5月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第10回新株予約権 平成28年2月10日の取締役会決議

決議年月日	平成28年 2 月10日
新株予約権の数(個)	2,664(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	266,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	416 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成31年1月1日 至 平成35年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 資本組入額 550 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)9

- (注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
  - 2.当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
  - 3.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額

× <u>'</u> 分割・併合の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 新規発行前の 1 株当たりの時価

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 4.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算 出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り 上げた額)とし、その余を資本準備金とする。
- 5.新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

- 6.新株予約権行使の条件
  - (1) 新株予約権者は、平成29年9月期乃至平成31年9月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書)において、経常利益が次の各号に掲げる条件を充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

平成29年9月期及び平成30年9月期の経常利益の累積額が500百万円を超過した場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

平成30年9月期及び平成31年9月期の経常利益の累積額が500百万円を超過した場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

- (2) 上記(1)における経常利益の判定において、適用される会計基準の変更等により経常利益の計算に用いる 各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な 指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。
- (3) 新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員を退任又は退職した場合、上記(1)に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することと なるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 7.新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 8.1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9.組織再編時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日におい て残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につ き、会社法第236条第1項第8号イから亦までに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株 予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象 会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨 を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
  - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ

- (注)3 で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)9 の(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から 新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)4に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。)の承認を要する。

- (8) 新株予約権の行使条件(注)6に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由(注)7に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年1月1日~ 平成28年3月31日	2,500	8,596,000	175	506,205	175	496,205

(注)新株予約権の行使による増加であります。

## (6) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
石見 陽	東京都渋谷区	2,800,000	32.57
島田亨	東京都港区	790,000	9.19
BOZO株式会社	東京都渋谷区代々木三丁目58番2号	625,000	7.27
山中 篤史	埼玉県上尾市	450,000	5.23
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	350,300	4.07
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社証券業務部)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿 6 丁目27番30号)	252,000	2.93
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番14号	195,400	2.27
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	136,300	1.58
林 貴夫	愛知県名古屋市瑞穂区	112,000	1.30
石見 奈津子	東京都渋谷区	100,000	1.16
小山内 久人	東京都品川区	100,000	1.16
計	-	5,911,000	68.76

## (7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,594,400	85,944	1 単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,600		
発行済株式総数	8,596,000		
総株主の議決権		85,944	

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

## 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

## 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年10月1日から平成28年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

# 1 【四半期財務諸表】

# (1) 【四半期貸借対照表】

		(単位:千円) 当第2四半期会計期間
	刊争来平及 (平成27年 9 月30日)	(平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	945,622	1,026,783
受取手形及び売掛金	186,190	171,889
その他	38,174	23,163
貸倒引当金	34	31
流動資産合計	1,169,953	1,221,804
固定資産		
有形固定資産	55,214	51,237
無形固定資産		
ソフトウエア	-	24,905
のれん	150,166	133,166
その他	15,355	1,606
無形固定資産合計	165,522	159,679
投資その他の資産	56,602	56,718
固定資産合計	277,339	267,635
資産合計	1,447,292	1,489,440
負債の部	-	
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	30,516	44,512
未払法人税等	19,346	10,648
賞与引当金	15,702	10,894
ポイント引当金	52,508	34,357
その他	59,860	60,151
流動負債合計	177,934	160,564
固定負債		
長期借入金	109,312	130,058
資産除去債務	15,084	15,148
固定負債合計	124,396	145,206
負債合計	302,330	305,770
純資産の部		
株主資本		
資本金	494,655	506,205
新株式申込証拠金	11,970	-
資本剰余金	484,655	496,205
利益剰余金	150,440	175,296
株主資本合計	1,141,721	1,177,707
新株予約権	3,241	5,962
純資産合計	1,144,962	1,183,669
負債純資産合計	1,447,292	1,489,440

# (2) 【四半期損益計算書】 【第2四半期累計期間】

		(単位:千円)
	前第 2 四半期累計期間 (自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	582,501	497,423
売上原価	75,969	128,875
売上総利益	506,532	368,548
販売費及び一般管理費	396,635	326,722
営業利益	109,896	41,825
営業外収益		
受取利息	97	97
為替差益	-	77
その他	250	851
営業外収益合計	347	1,026
営業外費用		
支払利息	-	416
株式交付費	250	-
為替差損	403	-
その他	478	-
営業外費用合計	1,132	416
経常利益	109,111	42,434
特別損失		
本社移転費用	16,236	-
特別損失合計	16,236	-
税引前四半期純利益	92,874	42,434
法人税、住民税及び事業税	36,390	7,684
法人税等調整額	76	9,894
法人税等合計	36,313	17,579
四半期純利益	56,561	24,855

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

	前第2四半期累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)	(単位:千円) 当第2四半期累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	92,874	42,434
減価償却費	6,055	7,762
のれん償却額	2,833	17,000
賞与引当金の増減額( は減少)	4,375	4,807
貸倒引当金の増減額( は減少)	0	2
受取利息及び受取配当金	97	97
支払利息	-	416
移転費用	16,236	
株式交付費	250	-
売上債権の増減額( は増加)	4,291	14,30
ポイント引当金の増減額( は減少)	7,292	18,15
立替金の増減額( は増加)	256	
前受金の増減額( は減少)	12,833	9,40
未払金の増減額( は減少)	13,208	4,10
未払費用の増減額( は減少)	10,192	7,42
未払消費税等の増減額(は減少)	30,296	12,24
預り金の増減額( は減少)	362	77
その他	5,624	6,54
小計	114,658	65,69
利息の支払額	-	52
利息の受取額	97	9
移転費用の支払額	15,236	
法人税等の支払額	78,482	17,95
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,036	47,30
<b>设資活動によるキャッシュ・フロー</b>		,
事業譲受による支出	170,000	
有形固定資産の取得による支出	50,766	2,47
無形固定資産の取得による支出	1,400	12,46
敷金及び保証金の回収による収入	12,923	
投資活動によるキャッシュ・フロー	209,243	14,94
オ務活動によるキャッシュ・フロー		·
新株予約権の発行による収入	2,994	2,93
長期借入れによる収入	· -	50,00
長期借入金の返済による支出	-	15,25
株式の発行による収入	-	11,13
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,994	48,80
見金及び現金同等物の増減額( は減少)	185,211	81,16
現金及び現金同等物の期首残高	951,483	945,62
現金及び現金同等物の四半期末残高	766,271	1,026,78

## 【注記事項】

(追加情報)

該当事項はありません。

## (四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
給料手当	73,483千円	88,515千円
賞与引当金繰入額	5,887千円	5,591千円
ポイント費用	67,779千円	51,637千円
ポイント引当金繰入額	7,292千円	18,151千円

## (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

=		
	前第2四半期累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
現金及び預金	766,271千円	1,026,783千円
現金及び現金同等物	766,271千円	1,026,783千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)

- 配当金支払額 該当事項はありません。
- 2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となる もの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動 該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日)

- 1 配当金支払額 該当事項はありません。
- 2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となる もの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動 該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

当社は、単一セグメントのため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 2 四半期累計期間 (自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	6円72銭	2円90銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	56,561	24,855
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	56,561	24,855
普通株式の期中平均株式数(株)	8,411,000	8,578,005
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	6円30銭	2円80銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	568,511	299,383
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成26年11月13日の取締役 会決議 新株予約権 (新株予約権の数3,245個) (株式の数324,500株)	平成28年2月10日の取締役 会決議 新株予約権 (新株予約権の数2,664個) (株式の数266,400株)

#### (重要な後発事象)

## (株式交換契約の締結)

当社は、平成28年5月13日開催のそれぞれの取締役会において、平成28年7月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社Mediplat(以下「MP社」という。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を実施することを決議し、両社で株式交換契約(以下「本株式交換契約」という。)を締結いたしました。

なお、本株式交換の実施は、当社については、会社法796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会による承認を必要とせず、MP社については、平成28年5月23日開催予定の臨時株主総会において本株式交換の承認を得た上で、平成28年7月1日を効力発生日として行う予定です。

## (1)本株式交換の目的

当社は「Supporting Doctors, Helping Patients.」をミッションに掲げ、10万人以上の医師が参加する医師専用のコミュニティサイト「MedPeer」上で医師が臨床現場で得た知見を「集合知」として共有することで、医師の診療を支援しております。

一方、MP社は、テレビ電話で医師への相談ができるオンライン医療相談プラットフォーム「first call」を平成28年2 月より 版で展開しており、遠隔医療サービスを日本国内で展開している数少ない企業の一つです。

昨今、ICTを活用した遠隔医療に関する動きが活発化し、医師の約9割が「遠隔医療は進む」と考えているものの、「遠隔医療に参画したい」という医師は約4割に留まっております(出所:平成28年4月15日付 当社調べ)。一方で、遠隔医療は病院や診療所、訪問診療の現場で活用することで、「かかりつけ医」体制の整備の一助を担い、国内医療シス

テムの最適化に貢献することが想定されます。そのような遠隔医療に医師が積極的に参画していくためには、厚生労働省や医師会等とのコミュニケーションを重視しながら医療現場の課題や法制度の変化を迅速にとらえたうえで、サービス開発や、医師への情報提供および啓発を行っていく必要があります。

このような状況を踏まえると、10万人以上の医師会員を中心とした医療における多方面のネットワークを持つ当社とMP社が統合することにより、より充実した遠隔医療サービスの開発と医師へ適切な情報提供を行いながら、医師と当該サービスのマッチングを促進することで、国民の医療の質のさらなる向上と効率化やへき地医療の充実など、遠隔医療全体の発展に寄与できると見込んでおります。また、米国を中心に海外ではその市場は広がりを見せており、わずか5年間で10倍に成長することが予想されており、当社にとっても事業ポートフォリオ拡充により、一層の事業基盤強化を見込めることから、本件統合について合意いたしました。

#### (2) 本株式交換により完全子会社となる会社の概要

#### 株式交換完全子会社

名称 株式会社Mediplat

所在地 東京都文京区千駄木三丁目43番3号

事業内容 遠隔診療プラットフォーム及び医師向けプラットフォームの提供

規模 資本金 7,500千円

MP社は、平成27年11月25日に設立されており平成28年3月期が設立初年度となります。平成28年3月期は本決算確定前のため、純資産及び総資産の記載はしておりません。

## (3) 本株式交換の方法、本株式交換に係わる割当ての内容

本株式交換の方法

本株式交換は会社法767条に基づく、当社を株式交換完全親会社、MP社を株式交換完全子会社とする株式交換であります。当社は、会社法796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会による承認を得ることなく行う予定であります。

本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容

	当社 ( 株式交換完全親会社 )	MP社(株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容 (株式交換比率)	1	47.3
本株式交換により割当てる株式数	当社普通株式:70,950株	

(注)MP社株式1株に対して、当社株式47.3株を割当て交付します。

#### (3) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関であるグローウィン・パートナーズ株式会社(以下「グローウィンパートナーズ」という。)にMP社の株式価値の算定を依頼することとしました。

グローウィンパートナーズは、MP社の普通株式については、非上場会社であることを勘案し、将来の事業活動の状況を評価に反映させるためにディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(DCF法)と評価基準日における過去の企業活動の蓄積である資産・負債を基準にした算定を行うことも、MP社は平成27年11月25日に設立された会社ですが、株式価値を測定するのに有用と考えられるため修正純資産法を用いて株式価値分析を行いました。

グローウィンパートナーズは、株式価値算定書の提出に際して、MP社及び当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとの事です。加えて、MP社の財務予測については、MP社により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとの事です。

なお、DCF法の算定の基礎としたMP社が作成した財務予測(事業計画)については、平成29年3月期において、事業の立上げ及び拡大に伴う販管費増加等により営業利益 53百万円となると見込んでおります。また、平成30年3月期においては、上記の事業拡大に伴い継続的に利益が生じるものとして売上高296百万円、営業利益、経常利益、当期純利益について58百万円となると見込んでおります。

グローウィンパートナーズがDCF法に基づき算定して、MP社普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとなりました。

	算定結果(円/株)
DCF法	28,648円~49,585円
修正純資産法	8,224円

一方で、上場会社である当社の株式価値については、東京証券取引所マザーズ市場に上場し、市場株価が存在することから、市場株価法(平成28年5月12日を算定基準日とし、基準日の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値635円、ならびに算定基準日の直近1ヶ月の取引日における終値平均705円を交換比率算定の基礎とする方法)を採用しております。

採用手法	算定結果(円/株)
市場株価法	635円~705円

当社は、グローウィンパートナーズによるMP社の株式価値の算定結果を参考に、MP社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社及びMP社の間で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率を1:47.3と決定しました。

#### (4)本株式交換により交付した当社の株数等

本株式交換により交付された当社の普通株式の数は70,950株であります。

#### (新株予約権(有償ストックオプション)の発行)

当社は平成28年5月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の社外協力者に対し、新株予約権を有償で発行することを決議し、以下のとおり発行予定であります。

## (1)新株予約権の発行の目的及び理由

当社は、上記(株式交換契約の締結)のとおり、当社が株式会社Mediplat(以下「MP社」という。)を完全子会社とする株式交換契約(以下「本株式交換」という。)を締結しております。

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、本株式交換を契機として当社の経営に参画する関係者の意欲及び士気を向上させることにより、企業価値向上に資することを目的として、MP社の経営陣等(以下「社外協力者」という。)に対して、有償にて新株予約権を発行するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定でありますが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

## (2)新株予約権の発行要項

新株予約権の数

6,141個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式614,100株とし、下記.イにより本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,100円とする。

## 新株予約権の内容

## イ. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする(以下、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を、株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除して得た数を、「分割(または併合)の比率」という。)。ただ

し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ 行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合(以上を総称して以下、「合併等を行う場合」という。)、 当社は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### 口. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、635円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × \_\_\_\_\_ 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合には、当社は、合理的な範囲内で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 八. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成28年5月31日から平成35年5月30日までとする。ただし、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

#### 二. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 二. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### へ. 新株予約権の行使の条件

- a. 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、次の各号を充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。
- (a) 割当日から5年以内に株式会社東京証券取引所における直前1か月の当社普通株式の終値平均値が5,640円以上と

なった場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

- (b) 割当日から3年以内に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が2,820円以上となった場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%
- b. 上記aにおける経常利益の判定において、適用される会計基準の変更等により経常利益の計算に用いる各指標の概念 に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を当社取締役会 にて定めるものとする。
- c. 新株予約権者は、当社または当社関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号所定の「関係会社」をいう。)の取締役、監査役、執行役員、従業員を退任、退職しもしくは、当社または当社関係会社との契約関係が終了した場合、当該退任、退職または契約が終了した時点で上記1.に基づいて既に行使可能となっている本新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- d. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- e. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、 当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- f. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- g. その他の権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株 予約権割当契約に定めるところによる。

新株予約権の割当日

平成28年5月31日

## 新株予約権の取得に関する事項

- イ. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 口. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 . へに定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、 当社は新株予約権を無償で取得することができる。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イから亦までに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- 口. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 . イに準じて決定する。

二. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 .ロで定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 .ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

ホ. 新株予約権を行使することができる期間

上記 . 八に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 . 八に定める行使期間の末日までとする。

へ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記 . 二に準じて決定する。

ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

チ. その他新株予約権の行使の条件

上記 .へに準じて決定する。

リ. 新株予約権の取得事由及び条件

上記 に準じて決定する。

ヌ. その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年5月31日

申込期日

平成28年 5 月31日

新株予約権の割当てを受ける者及び数

社外協力者 6名 6,141個

EDINET提出書類 メドピア株式会社(E30650) 四半期報告書

## 2 【その他】

該当事項はありません。

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 5 月13日

 メ ド ピ ア 株 式 会 社

 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 吉村孝郎

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 髙 木 政 秋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているメドピア株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第12期事業年度の第2四半期会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年10月1日から平成28年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、メドピア株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。